

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

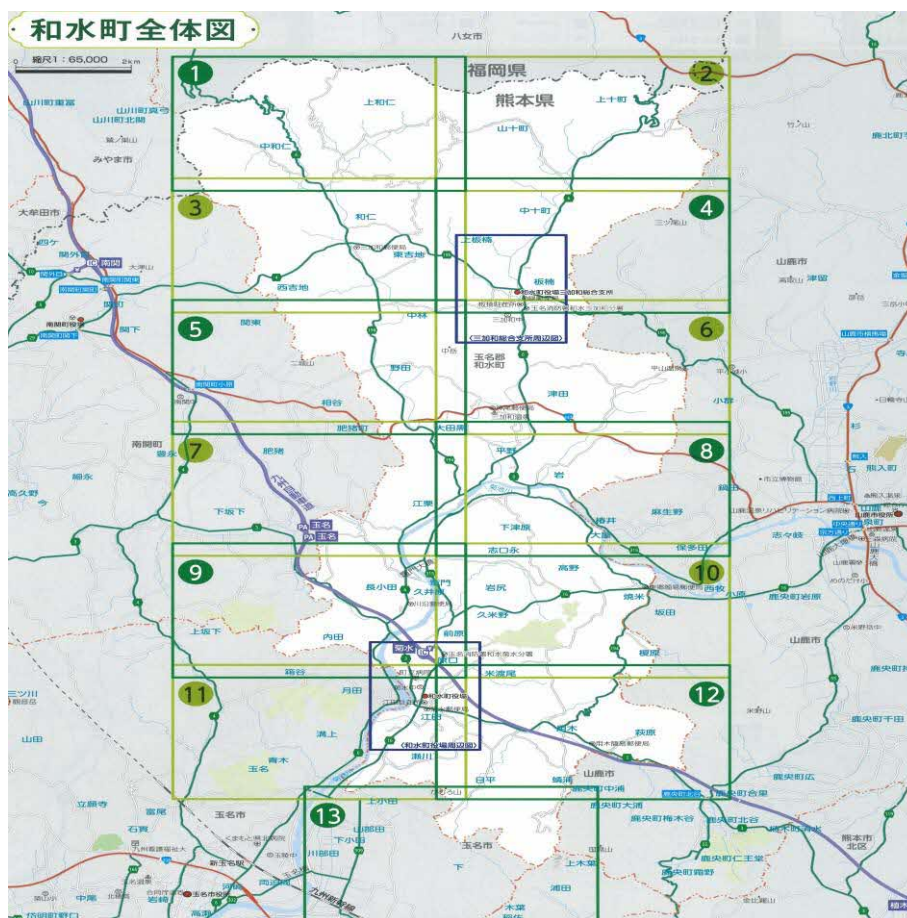
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地している県道16号沿線地域への5メートル以上の浸水が予想されている。2020年の7月豪雨の際は当会南側の江田地域が床上下浸水を受ける事業所があった。このように、菊池川周辺地域における浸水が幅広く予想されている。特に藤田、長小田、内田、大屋地区において最大10メートル、和仁川周辺の平野、神尾地区においても最大10メートルの浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、和水町三加和方面の上和仁、中和仁、上十町、中十町、上板楠、西吉地地区などのほぼ全域及び、菊水方面の萩原地区において特別警戒区域（土石流）、菊池川沿いの傾斜地や山間部においては、多くの場所が特別警戒地区（急傾斜地の崩壊）となっている。

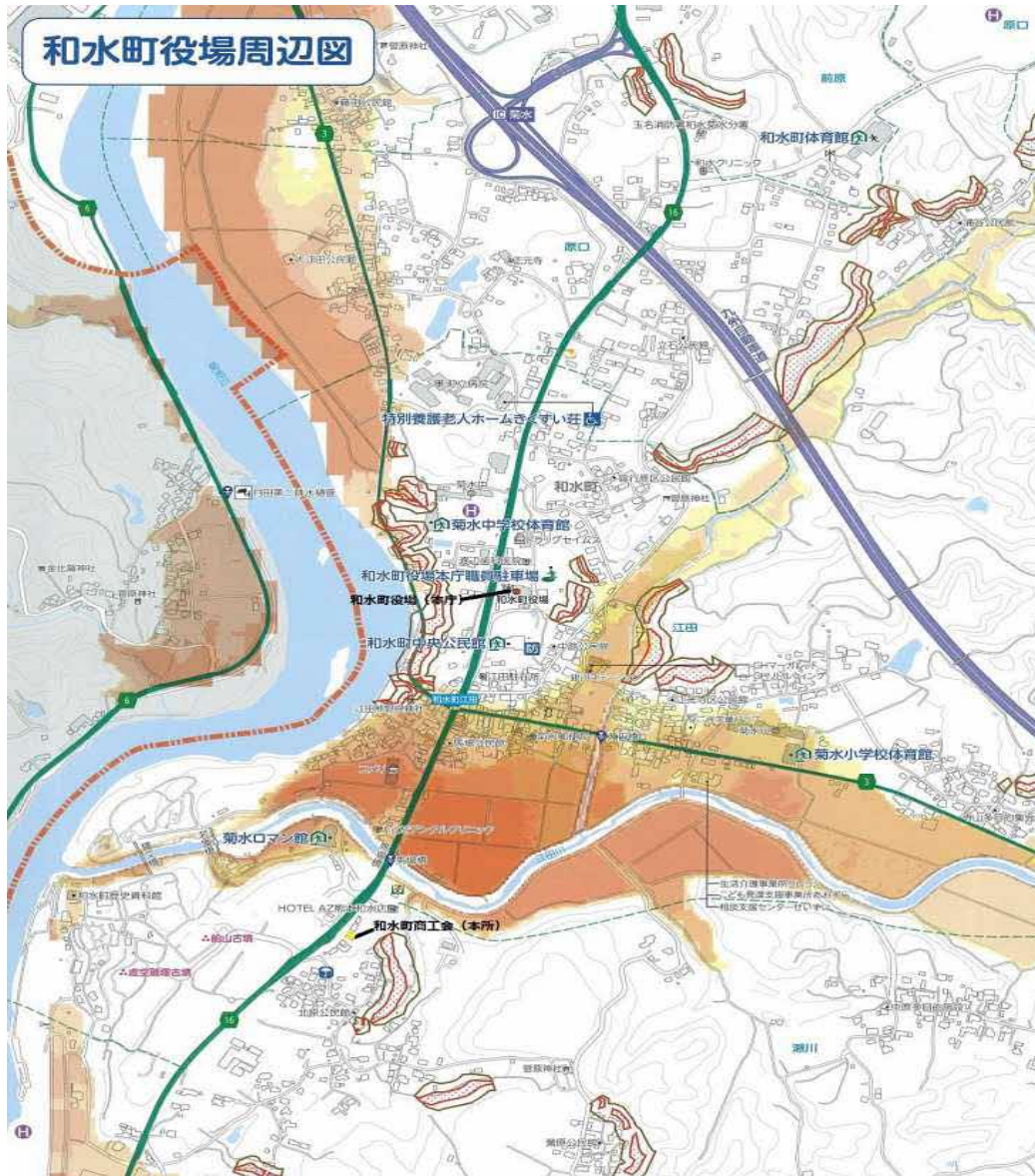
(和水町全体地図)(2023年)



和水町総合防災マップ（土砂災害、洪水浸水）

URL : <https://www.town.nagomi.lg.jp/nagomitown/hzmap/hazardmap/index.html>

和水町商工会（本所）、和水町役場（本庁）周辺

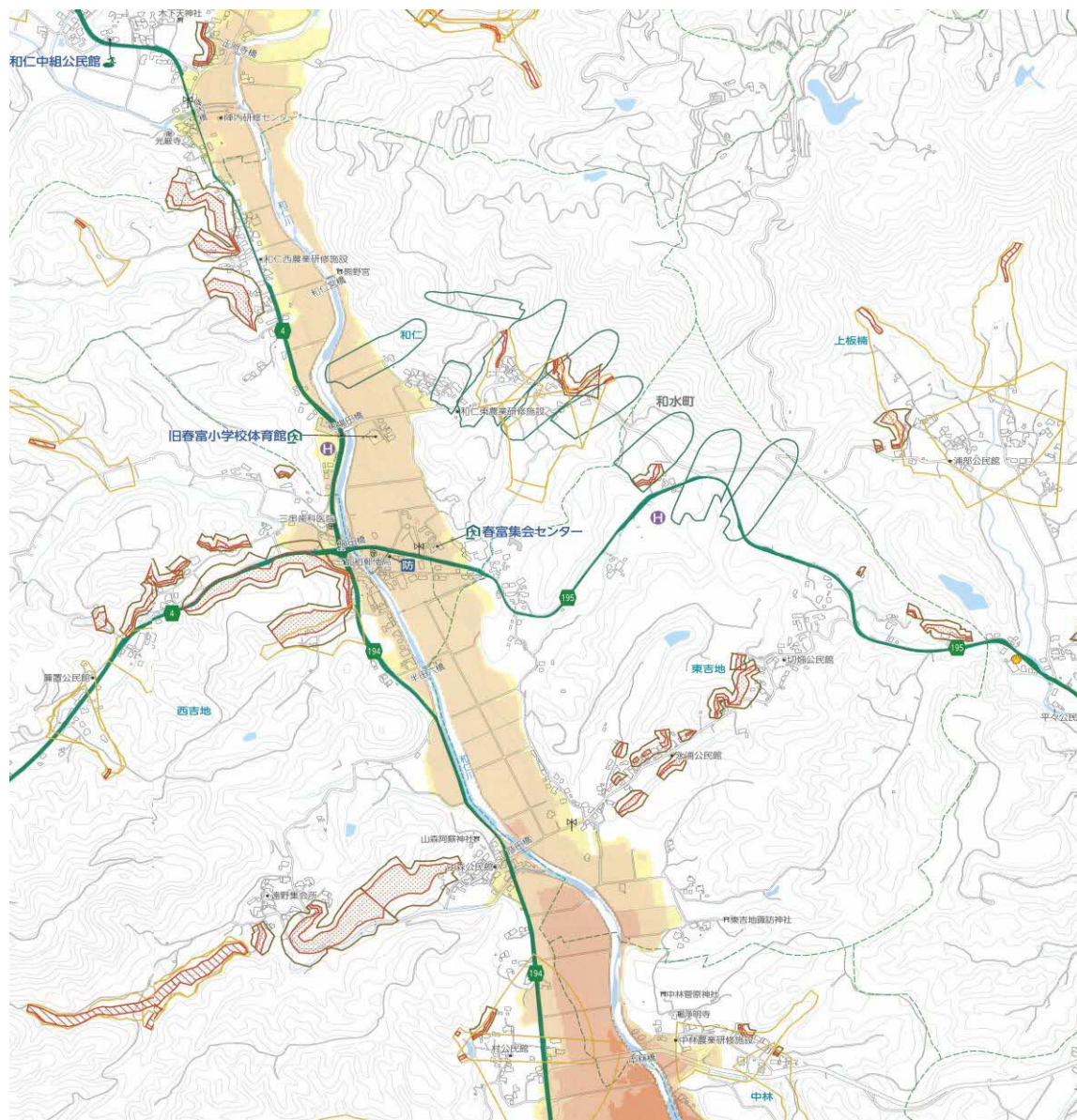


土砂災害		土石流・特別警戒区域	浸水想定区域最大規模		0.5m未満
		土石流・警戒区域			0.5m～3.0m未満
		急傾斜地の崩壊・特別警戒区域			3.0m～5.0m未満
		急傾斜地の崩壊・警戒区域			5.0m～10.0m未満
		地すべり・警戒区域			10.0m～20.0m未満

凡例		指定緊急避難場所		ヘリポート		雨量観測所		国道		県界
		指定避難所		防災行政無線拡声子局		危機管理型水位計		県道		市町村界
		指定避難所兼指定緊急避難場所		水防倉庫		水位観測所		高速道路		
		福祉避難所		河川カメラ						

特別警戒地区（土石流、急傾斜地の崩壊）

和水町三加和方面の上和仁、中和仁、上十町、中十町、上板楠、西吉地地区などのほぼ全域及び、菊水方面の萩原地区において特別警戒区域（土石流）、菊池川沿いの傾斜地や山間部においては、多くの場所が特別警戒地区（急傾斜地の崩壊）となっている。



土砂災害		土石流・特別警戒区域	浸水想定区域最大規模		0.5m未満
		土石流・警戒区域			0.5m～3.0m未満
		急傾斜地の崩壊・特別警戒区域			3.0m～5.0m未満
		急傾斜地の崩壊・警戒区域			5.0m～10.0m未満
		地すべり・警戒区域			10.0m～20.0m未満

凡例		指定緊急避難場所		ヘリポート		雨量観測所		国道		県界
		指定避難所		防災行政無線拡声子局		危機管理型水位計		県道		市町村界
		指定避難所兼指定緊急避難場所		水防倉庫		水位観測所		高速道路		
		福祉避難所		河川カメラ						

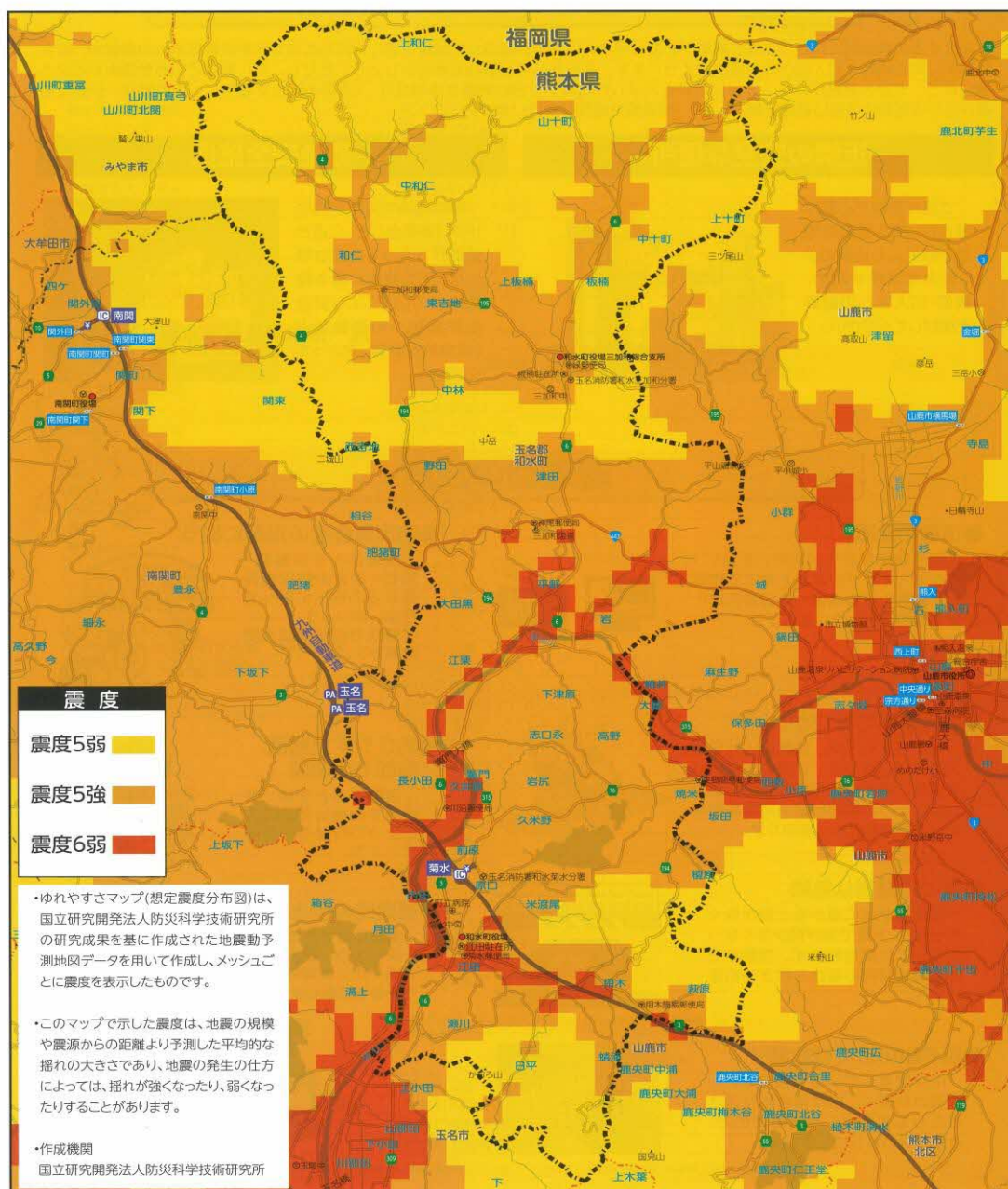
(地震：和水町総合防災マップ)

和水町総合防災マップ地震によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で6%の発生確率である。また、2019年1月3日和水町中心部で震度6弱の地震が発生している。

総合防災マップの他、地震ハザードステーション (J-SHIS) RL : <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>でも情報を提供してある。

揺れやすさMAP

このMAPは、30年6%の確率で一定の揺れに見舞われる計測震度の領域図になります。



(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

当町の主要産業である卸、小売業、サービス業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となる。

(その他)

・台風による災害

本町では、台風が九州の西岸に接近又は、上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。平成18年に上陸した台風第18号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。近年は、台風の発生回数や上陸回数が上昇傾向である他、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

2. 商工業者の状況 ※参照：当会独自調査資料 令和2年5月27日現在

- ・商工業者数 360人
- ・小規模事業者数 301人

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	124	100	菊池川及び支流河川沿いに多い
宿泊・飲食サービス	108	77	町内に広く分散している
製造業	37	24	町内に広く分散している
建設業	52	51	町内に広く分散している
その他	39	49	町内に広く分散している
合計	360	301	

3. これまでの取組み

①当町の取組

- ・防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知
- ・HP、防災無線を通して防災情報を提供
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練
- ・和水町新型インフルエンザ等対策本部条例制定

②当会の取組

- ・和水町商工会危機管理マニュアル（H25年3月策定）
- ・防災備品・支援物資の搬入搬出の支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・商工会HP、フェイスブック及び商工会公式LINEでの防災情報を提供

③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・町内小規模事業者への事業者BCPの策定に係る説明支援 47者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 1者
- ・町内主要産業である
卸、小売、サービス業の小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 0.5%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入促進 1者
- ・防災訓練の実施 1回

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(1) 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

①事業者BCPの策定が進んでいない

当地区は水害災害が度々発生する地域であったにも関わらず、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当町と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

②支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取り組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

③小規模事業者の策定手法

国をはじめ、関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとしてBCPの簡易版である事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

(2) 対策

①地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスク、サイバー攻撃等について認識させ、火災保険（水災付帯）、休業対応補償等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。

②ノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携により、事業継続計画等策定に関する知識を習得し、支援スキルの向上を目指す。

③小規模事業者向けとしてBCPの簡易版である事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

Ⅲ 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、火災保険（水災付帯）、休業対応補償等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 卸、小売、サービス業等を中心に小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・ 支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が0.5%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

＜具体的に以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。＞

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。開催通知は、対象者への郵送及び当会HPや公式LINEと当町HPにて情報発信する。
- ・ 町内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を2%
- ・ 損害保険加入の取組を3者に対して行う。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取り組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うなどのフォローアップを実施する。

※ その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

（1）町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、和水平町、損害保険会社等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・ 事前の対策

本計画と和水平町地域防災計画、和水平町水防計画や平成25年に策定した「和水平町新型インフルエンザ等対策本部条例」の整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに精通した専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては和水平町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

定量目標

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	2	2	2	2	2

BCP策定件数：経営指導員・経営支援員1名あたり1件を策定目標とする。

②商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成

- ・ 当会は令和3年1月、事業継続計画を策定（別添）

(3) フォローアップ

①当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、当会と当町の連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

②小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認

③当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

④事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)

⑤事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練(被災からのシミュレーション含む)・計画の見直しについての指導を行う。・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

・広報誌や商工会及び町のホームページなどで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

・事業継続力強化支援に取り組まれている専門家や損害保険会社に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

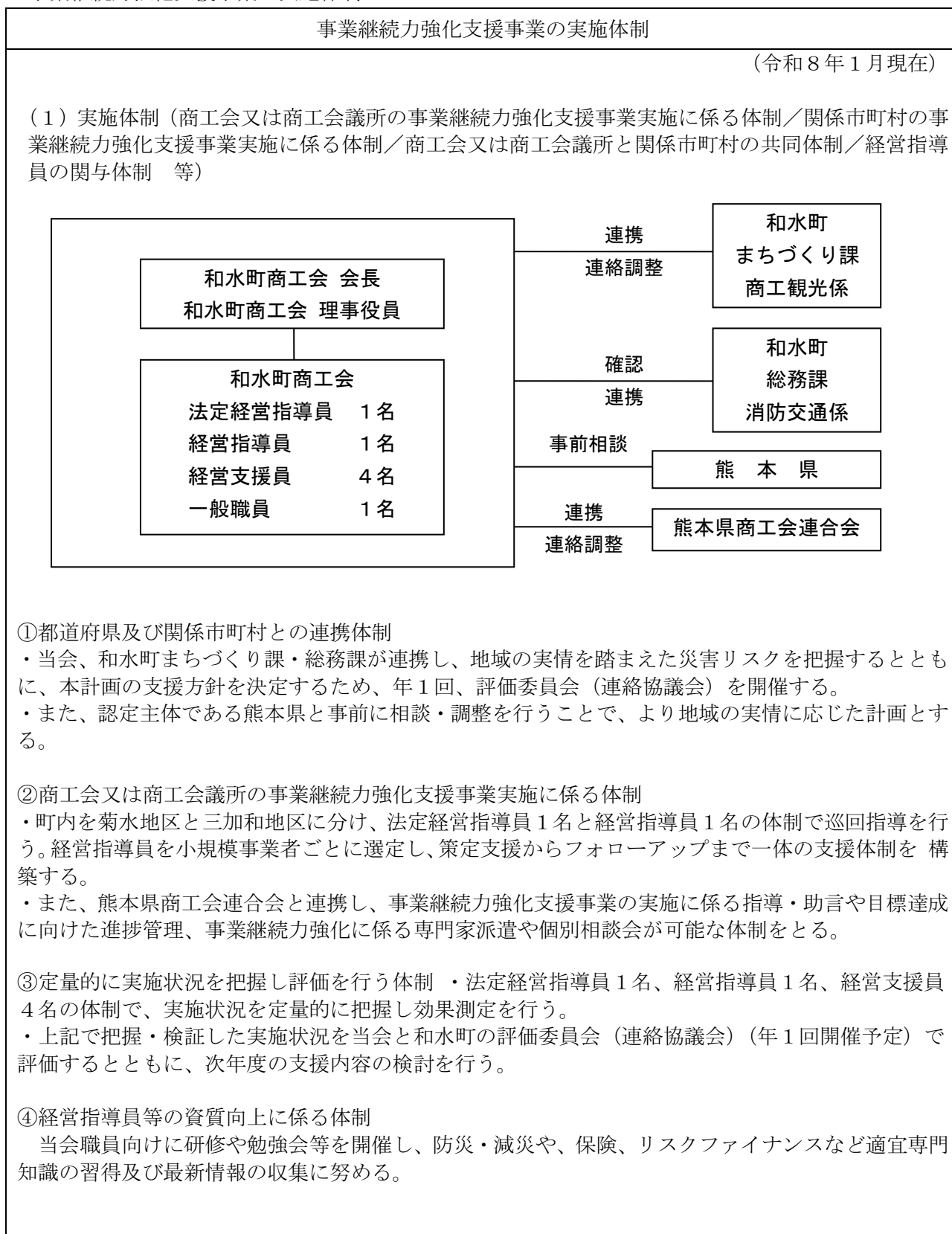
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高木 孝次 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 高木 孝次 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

和水町商工会

〒865-0135 熊本県玉名郡和水町瀬川 3613-1

電話：0968-86-2127 FAX：0968-86-4514

E-mail：nagomi@kumashoko.or.jp

②関係市町村

和水町役場 まちづくり課

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886

電話：0968-86-5721 FAX：0968-86-4215

E-mail：msui@town.nagomi.lg.jp

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	114	114	114	114	114
講師謝金	44	44	44	44	44
講師旅費	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等